

京都市立高等学校修学旅行及び海外研修旅行に係るキャンセル料等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市立高等学校における修学旅行及び海外研修旅行（以下「修学旅行等」という。）に係るキャンセル料等の補助に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 修学旅行等に係るキャンセル料等の補助を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、修学旅行等出発日において、当該申請に係る生徒が学校保健安全法第19条に基づく出席停止により当該修学旅行等への参加を自粛したもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請者の属する世帯が生活保護法の規定による保護を受けているとき。
- (2) 申請者又は申請者と生計を一にする者が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けているとき。
- (3) 申請者及び申請者と生計を一にする者（以下「世帯の構成員」という。）の前年の総所得金額（所得税法第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）の合計額（世帯の構成員に次に掲げる者があるときは、当該合計額からこれらの者1人につき320,000円を控除した額）が、別表の左欄に掲げる世帯の構成員の数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額以下であるとき。
 - ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - エ アからウまでに掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者

(補助金の額)

第3条 補助対象者1人当たりの補助金の額は、修学旅行等に係るキャンセル料等（当該修学旅行等への参加を自粛したことにより、仲介する旅行代理店に支払う必要が生じる費用）に相当する額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条による申請は、申請書によって、修学旅行等の終了後30日以内に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当することを証する書類
- (2) その他別に定める書類

(標準処理期間)

第5条 市長は条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各号の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

(経由)

第7条 この要綱に基づき市長に書類を提出する場合は、生徒が在学している学校の長を経由しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項及び書類は、学校指導課長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

世帯の構成員の数	基準額
1人	円 1,460,000
2人	2,060,000
3人	2,760,000
4人	3,230,000
5人	3,590,000
6人	4,060,000
7人以上	4,060,000円に、6人を超える世帯の構成員の数に470,000円を乗じて得た額を加算した額

修学旅行及び海外研修旅行に係るキャンセル料等補助申請書

(あて先) 京 都 市 長	平 成 年 月 日
申請者の住所 〒 — _____ _____ _____ 電 話 () —	申請者の氏名 _____ ⑩ 生徒氏名 (年 組) _____

京都市立高等学校修学旅行及び海外研修旅行に係るキャンセル料等補助金交付要綱第4条の規定に基づき、キャンセル料等の補助を申請します。

実 施 概 要	
行 先	
日 程	平 成 年 月 日 () ~ 月 日 ()
旅行費用	円
キャンセル料等	円